十一 役員ノ略歴

小石川区小石川原町一十三

大一 周 五作

明治廿六年十二月生

高等小学校卒業後明治三十三年三月上京航海学校及錦城中学校等ノ夜学ニ通学セルモ中途退学仝三十六年京橋区入舟町栄文社活版印刷所ニ入リ文選等ノ職工トナリ仝四十三年神田区三省堂ニ転ジ大正四年十二月博文館ニ入リ仝七年十二月三省堂ニ入リ仝八年大同印刷所ニ入リ今日ニ至ル

小石川区中富坂町十三

立田方

松尾 要四郎

明治廿五年十月生

郷里ニ於テ高等小学校卒業県立長崎中学校ニ入学三ヶ年ニシテ退学明治三十七年長崎税関雇統計課雇トナリ仝三十九年十月辞職仝年上京市内各印刷所ヲ転々シ大正八年十二月神田三省堂ニ入リ仝九年辞職仝十年本郷区切通正進社ニ入リ今日ニ至ル

外務常務員（五名）

北村泰太郎、吉加得二、

杉浦啓一、渡辺定継、

庶務

津井常吉、寺本清次郎、

山下英太郎 林田松之助

会計

益方黄志、根川均一

三浦正一

日本印刷工組合信友会規則

綱領

一、本会ハ技術ノ研鑽ヲ図リ産業ノ発達ヲ期ス

一、本会ハ相互扶助ヲ旨トシ社会共存ノ実現ヲ期ス

一、本会ハ労働組合主義ニ則リ労働階級ノ解放ヲ期ス

規則

一、総則

第一条 本会ヲ日本印刷工組合信友会ト称シ各種印刷業者ヲ以テ組織ス

第二条 本会ハ本部ヲ東京ニ置キ支部ヲ東京及地方ニ設ク

第三条 本会ハ本会綱領ニ則リ会員ノ自覚ヲ喚起シ地位ノ向上ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四条 会員ハ会費トシテ毎月金三十銭ヲ納付スルモノトス

女工及幼年工ノ会費ハ二十銭トス

但毎月七日迄ニ納付スルモノトス

第五条 会員ニハ会員徽章ヲ交附ス 但実費納入ノコト

第六条 本会ニ納入シタル会費ハ退会其他如何ナル理由アルモ返還セザルモノトス

二、機関及其任務

第七条 本会ハ毎月一回機関雑誌ヲ発行シ会員ニ無代配布ス

第八条 本会ハ理事十五名ヲ以テ会員中ヨリ選挙ス

第九条 理事ハ互選ニテ会計（二名）編輯（三名）外務（三名）庶務（三名）等ノ常務員ヲ兼ヌルコトヲ得

第十条 本会ニ特務若干名ヲ置キ各社各科五名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選挙ス

第十一条 本会幹部（役員）ハ任期一ヶ年トシテ大会ニ於テ選挙ス 但シ再選ヲ妨ゲズ

第十二条 会計ハ一切ノ収支ヲ掌リ其ノ責ニ任ズ